

■ Article ■ .....

最新の税理士損害賠償保険における事故事例の税目別の傾向

税理士 中島 孝一

「株式会社 日税連保険サービス」が毎年公表している事故事例を基に、令和元年度（令和元年7月1日から令和2年6月30日）の税理士損害賠償保険の事故事例を税目別に集計し、事故の多い事例を紹介するとともに対応策についても検討を行う。

1 税理士損害賠償保険の税目別による事故件数・保険金支払額

令和元年度の税目別による事故件数・保険金支払額は、次のようになっている。

税目別では、消費税の事故が全体の約2分の1を占め、法人税の事故が約4分の1であり、消費税と法人税の事故が全体の約4分の3を占めている（前年の平成30年度も、ほぼ同様である）。

税目	事故件数	保険金支払額（百万円）
消費税	252（49.3%）	9億6千7百万円（42.8%）
所得税	72（14.1%）	2億5千5百万円（11.3%）
法人税	131（25.6%）	6億8千5百万円（30.3%）
相続税	31（6.1%）	1億8千7百万円（8.3%）
贈与税	17（3.3%）	1億4千8百万円（6.5%）
その他	8（1.6%）	1千7百万円（0.8%）
合計	511（100%）	22億5千9百万円（100%）

※1 1件当たりの保険金支払額 22億5千9百万円 ÷ 511件 ≒ 442万円

※2 事故遭遇割合 511件 ÷ 32,509件（令和2年2月1日現在契約件数）  
≒ 1.6%

2 消費税の事故事例の傾向と対応策

(1) 事故事例の傾向

消費税の令和元年度の事故事例は、次のように基準期間制度に基づく簡易課税制度及び免税事業者の課税事業者への「選択届出書」・「不適用届出書」の提出失念が全体の約3分の2（173件 ÷ 252件 ≒ 68%）を占めている。

① 簡易課税選択届出書・提出失念	44件	} 173件
② 簡易課税不適用届出書・提出失念	81件	
③ 課税事業者選択届出書・提出失念	40件	
④ 課税事業者不選択届出書・提出失念	8件	

したがって、基準期間制度に基づく各種届出書の提出失念を防ぐことができ

れば、消費税の事故はかなり減少することになる（現状の約3分の1に激減する可能性がある）。

参考までに、以下において、基準期間制度に基づく「選択届出書」・「不適用届出書」関係の仕組みを説明する。

## (2) 納税義務の免除と免税事業者の課税事業者選択

消費税には免税点制度が設けられており、基準期間（個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除される（消法9①・②）。

上記の免税事業者であっても、選択することにより課税事業者となることができるが、免税事業者が選択により課税事業者になろうとする場合には、納税地の所轄税務署長に原則として適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない（消法9④）。

この「消費税課税事業者選択届出書」を提出した免税事業者が、課税事業者をやめ免税事業者に戻ろうとする場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を、課税事業者をやめようとする課税期間の前の課税期間中に提出しなければならない（消法9⑤）。

## (3) 簡易課税制度の選択及び選択のとりやめ

消費税の納付税額は、その課税期間の「課税売上げに係る消費税額」から「課税仕入れ等に係る消費税額」を控除して計算する。

しかし、基準期間の課税売上高が5,000万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額（みなし仕入率）の計算を行うことができる簡易課税制度の適用を受けることができる（消法37）。

簡易課税制度の適用を受けるためには、納税地の所轄税務署長に、原則として適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければならない（消法37①）。

簡易課税制度の適用をとりやめて実額による仕入税額の控除を行う場合には、原則として、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要がある（消法37⑤～⑦）。

## (4) 基準期間制度廃止の提言

日本税理士会連合会は、消費税制における手続きの簡素化を目的として、「消費税の基準期間制度は廃止すべき」と提言していることから（令和3年4月9日）、その提言の内容を、以下において抜粋して紹介する。

## Ⅱ 消費税制における手続規定の見直しの視点

### 1. 届出書等の提出時期のあり方

消費税の届出書の提出期限について、制度の適用課税期間の開始前に行う必要があること及びその問題点は前述したとおりである。

この点について、コロナ特例税制では、その適用に係る課税期間の中途においても提出することが可能であり、その提出の日の属する課税期間から適用できるとされている。

この特例措置は、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業者に予測できない経営状況が生じた場合にその事業者に税制上の不利益を負わせないためであると考えられる。

わが国の中小事業者の多くは、平時においても不安定な経営環境の下で事業を行っており、常に予測できない経営状況が生じるリスクがある。

これらを勘案すれば、消費税の本法の規定を改め、コロナ特例税制の措置と同様の措置を恒久化することが適当であり、消費税に関する各種の届出書は、その制度の選択をする課税期間の末日まで提出できることとし、その提出した日の属する課税期間からその適用を認めることとすべきである。

### (5) 提言が実現した場合

上記(4)の日本税理士会連合会の提言が実現した場合には、消費税の事故のうち各種届出書の提出失念による事故の大部分が回避されることになる。

## 3 法人税の事故事例の傾向とその対応策

### (1) 事故事例の傾向

法人税の令和元年度の事故事例は、次のように「所得拡大促進税制（いわゆる「賃上げ税制）」・「事前確定届出給与」関係の提出失念が全体の約2分の1（72件 ÷ 131件 ≒ 55%）を占めている。

① 所得拡大促進税制の適用失念	32件	} 72件
② 事前確定届出給与の提出失念	18件	
③ 事前確定届出給与額変更届出書の提出失念・記載誤り	16件	
④ 所得拡大促進税制の計算誤り／別表添付漏れ	6件	

上記のとおり、事故事例の原因は提出失念にあることから、「所得拡大促進税制（いわゆる「賃上げ税制）」・「事前確定届出給与」の提出失念に細心の注意を払えば、事故は相当程度の減少が期待できる。

なお、「賃上げ税制」は、令和3年度税制改正において、次のように大幅な見直しが行われていることに留意しなければならない。

### (2) 令和3年度改正による見直し

賃上げ税制は、大企業向けの「人材確保等促進税制」と中小企業向けの「所得拡大促進税制」に見直しされた。

① 大企業向けの賃上げ税制（「人材確保等促進税制」）

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現するため、見直し前の「法人が給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合に係る措置」の適用要件等が見直しされ、人材確保・人材育成に着目した税制へと改組された（措法42の12の5①）。

イ 見直しのあらまし

見直し後の措置は、法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において、これまでの「継続雇用者に対する給与等の支給額の増加率」から、「新規雇用者に対する給与等の支給額の増加率」へ変更する等の見直しを行うとともに、国内設備投資額についての要件を撤廃し、また、「税額控除割合」の基礎として、これまでの「雇用者に対する給与等の支給額の増加額」から、「新規雇用者に対する給与等の支給額」へ見直した上で、「教育訓練費」を前期比一定程度増加させる場合には、税額控除割合を上乗せする見直しが行われた。

具体的には、法人の国内新規雇用者給与等支給額が2%以上増加した場合に国内新規雇用者に対する給与等の支給額に対して税額控除（15%又は20%）ができる措置に改組された。

ロ 新規雇用者に対する給与等の支給額の比較（増加額）

見直し前の「継続雇用者に対する給与等の支給額の増加率」から「新規雇用者に対する給与等の支給額の増加率」への見直しにより、「新規雇用者に対する給与等の支給額の増加率」の計算基礎となる「(イ)適用年度の新規雇用者給与等支給額」・「(ロ)比較事業年度の新規雇用者給与等支給額」の具体例は、次のようになる。

(イ) 適用年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の新規雇用者給与等支給額

新卒採用者B	（令和3年4月採用）	3,000,000円	
中途採用者C	（令和2年12月採用）	2,000,000円	
中途採用者D	（令和3年7月採用）	2,250,000円	合計 7,250,000円

(ロ) 比較事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の新規雇用者給与等支給額

新卒採用者A	（令和2年4月採用）	3,000,000円	
中途採用者C	（令和2年12月採用）	1,000,000円	
中途採用者E	（令和1年10月採用）	1,500,000円	合計 5,500,000円

(ハ) 新規雇用者に対する給与等の支給額の増加額

$$7,250,000円(イ) - 5,500,000円(ロ) = 1,750,000円$$

	比較年度 (令和2年度)												適用年度 (令和3年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新卒採用者A R2.4採用	雇用関係 3,000,000円																							
新卒採用者B R3.4採用													雇用関係 3,000,000円											
中途採用者C R2.12採用													雇用関係 2,000,000円											
中途採用者D R3.7採用													雇用関係 2,250,000円											
中途採用者E R1.10採用	1,500,000円																							

比較年度の新規雇用者  
 に対する給与等支給額  
 5,500,000円

適用年度の新規雇用者  
 に対する給与等支給額  
 7,250,000円

② 中小企業向けの賃上げ税制 (「所得拡大促進税制」)

見直し後の措置は、中小企業者等が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度にその中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、その中小企業者等のその事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額の税額控除ができることになった(措法42の12の5②)。

4 相続税の事故事例の傾向とその対応策

(1) 事故事例の傾向

相続税の事故事例は、次のように「小規模宅地等の特例適用」・「広大地評価の適用失念」関係が全体の約3分の2 (20件 ÷ 31件 ≒ 65%) を占めている。

- ① 小規模宅地等の特例適用誤り 15件
  - ② 広大地評価の適用失念 5件
- } 20件

「広大地評価」は平成29年末で廃止されているため、今後は「小規模宅地等の特例」の適用誤りを防ぐため、本特例の研修を受けることにより仕組みを十分に理解すれば、事故が減少することになる。

(2) 小規模宅地等の特例の事故事例

小規模宅地等の特例について、紹介されている事故事例は、特定同族会社事業用宅地等と貸付事業用宅地等の基本的な仕組みを理解していないことによるものである。

具体的には、次のような誤りである。

- ① 特定同族会社事業用宅地等 ⇒ 申告期限までに相続人が役員に就任する登記しなかった。
- ② 貸付事業用宅地等 ⇒ 申告期限経過前に特例の適用を受けた宅地等を譲渡した。

次の(3)に特例のあらましを掲げているが、特例の基本的な仕組みを理解していれば、大部分の事故は防げるものであった。

(3) 小規模宅地等の特例のあらまし

本特例は、個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人等(被相続人又は被相続人と生計を一にする親族をいう)の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合(80%又は50%)が減額される(措法69の4)。

この特例を、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」という。

① 特例の適用対象者

本特例の適用を受けることができる者は、上記のとおり相続又は遺贈により特例対象宅地等を取得した個人をいうことから、相続人だけでなく相続人以外の者が遺贈により取得した場合であっても、本特例の適用を受けることができる。

ただし、相続開始前3年以内に贈与により宅地等を取得した者や相続時精算課税に係る贈与により宅地等を取得した者については、本特例の適用を受けることはできない。

② 特例対象宅地等の範囲

本特例の対象となる宅地等とは、特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等・貸付事業用宅地等及び特定居住用宅地等(以下「特例対象宅地等」という)のいずれかに該当するものをいう。

③ 特例対象宅地等の限度面積及び減額割合

平成27年1月1日以後に相続開始があった被相続人に係る相続税について、小規模宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次表に掲げる区分ごとに一定割合を減額する。

特例対象宅地等の区分	限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	400 m <sup>2</sup>	80%
特定同族会社事業用宅地等	400 m <sup>2</sup>	80%
貸付事業用宅地等	200 m <sup>2</sup>	50%
特定居住用宅地等	330 m <sup>2</sup>	80%

## 5 所得税の事件事例の傾向とその対応策

### (1) 事件事例の傾向

所得税の事件事例は、他の税目のように突出して多い事件事例はないが、事故の多い順に掲げると、次のように「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用失念（6件）」・「居住用財産3,000万円の特別控除の適用失念（4件）」になる。

いずれも、「適用失念」であることから、単純なミスをいかに防ぐかが課題になる。

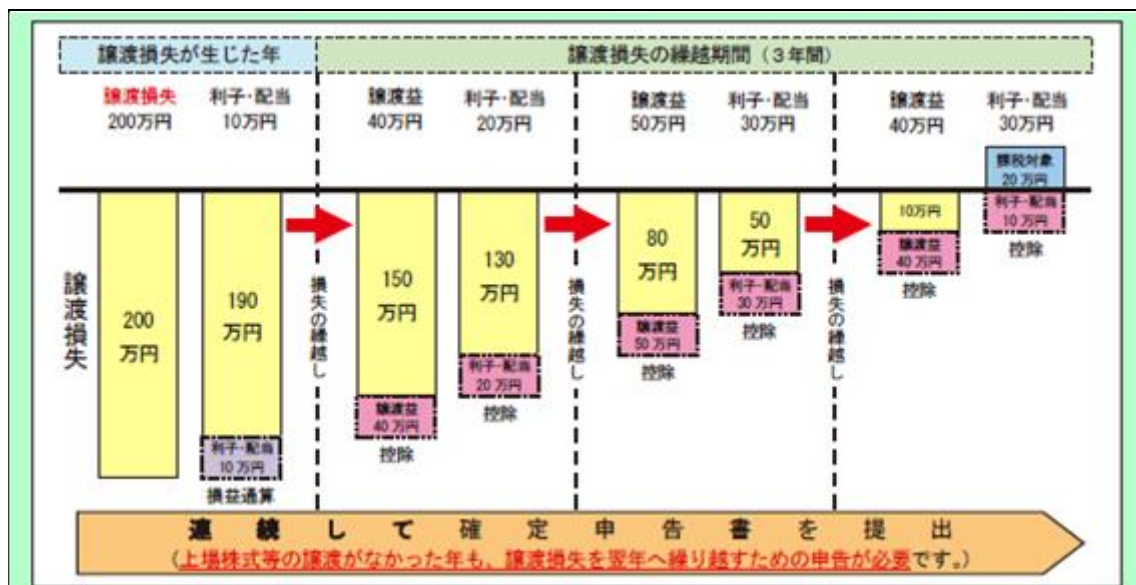
毎年3月の所得税の確定申告時期には、個人投資家が上場株式の譲渡損関係の資料を持参することが多いものと推測されるため、次の(2)で上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除のあらましを掲げる。

### (2) 上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除のあらまし

平成28年分以後の各年分において、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算することができる（措法37の12の2①）。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができる（措法37の12の2⑤）。

国税庁資料



(注) 1 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要がある。

また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要がある。

(注) 2 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができる。

(注) 3 原則として、一般株式等に係る譲渡損失の金額は上場株式等に係る譲渡所得等の金額から、上場株式等に係る譲渡損失の金額は一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできない。

以上